

群馬大学医学倫理委員会手術手技研修プログラム専門委員会内規

令和元. 8. 26 制 定

改正 令和 5. 2. 1 令和 5. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学倫理委員会（以下「医学倫理委員会」という。）規程第8条の規定に基づき、群馬大学医学倫理委員会手術手技研修プログラム専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会は、群馬大学大学院医学系研究科群馬手術手技研修センター（以下「センター」という。）において実施される手術手技研修プログラム（以下「研修プログラム」という。）について、倫理的・社会的・医学的観点から、その計画の実施可能性及び妥当性を審議する。

2 委員会は、前項の審議に基づき実施された研修プログラムについて、実施後の評価を行い、その運営に疑いが生じた場合、実施責任者から報告を求めることができる。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 臨床倫理委員会委員である病院長が指名する病院長補佐 1人以上
- (2) 医療の質・安全管理部長
- (3) 先端医療開発センター長
- (4) 医薬品安全管理責任者
- (5) 医療機器安全管理責任者
- (6) 各診療科及び中央診療施設等から選出された教員 2人以上
- (7) 看護部から選出された看護師 1人
- (8) センター長
- (9) 総務課長
- (10) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第1号、第6号、第7号及び第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医学倫理委員会委員長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、研修プログラムの実施責任者の申請を受け、開催するものとする。ただし、委員長が必要と判断した場合は、臨時に開催することができる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

- 4 審議対象となる研修プログラムに携わる委員は、その審議に加わることができない。
- 5 委員長は、委員会で審議した結果、医学倫理委員会を開催する必要があると判断したときは、速やかに医学倫理委員会委員長へ連絡し、医学倫理委員会の開催を要請するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の審議及び評価結果について、医学倫理委員会に報告しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、医学倫理委員会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

- 1 この内規は、令和元年8月26日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に選出される第3条第1号、第6号、第7号及び第10号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この内規は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。